

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社エージーピー

2025 年 10 月 1 日

東京都大田区羽田空港一丁目 7 番 1 号
株 式 会 社 エ ー ジ ー ピ ー
代表取締役 社長執行役員 山崎 有浩

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

当社は、2025 年 6 月 26 日開催の当社第 60 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に掲げる事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式併合がその効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）
2025 年 10 月 1 日
2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過
当社は、2025 年 9 月 10 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたが、効力発生日の前日までに、7 名の株主から、当社株式計 185,500 株について会社法第 182 条の 4 第 1 項の規定による株式買取請求を行う旨の書面を受領しました。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
10 株
5. その他の本株式併合に関する重要な事項
 - (1) 当社株式は、2025 年 9 月 29 日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
 - (2) 本株式併合により、日本航空株式会社、日本空港ビルデング株式会社及びANAホールディングス株式会社以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1 株に満たない端数となっております。

以上